



平成 30 年 4 月 13 日

各 位

会社名 株式会社ブロッコリー  
代表者名 代表取締役社長 森田 知治  
(JASDAQ コード 2706 )

IR 問合せ先 取締役執行役員 管理本部長 渡邊 朋浩  
(TEL 03 - 6685 - 1366 )

## 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 4 月 13 日開催の取締役会において、単元株式数の変更について決議いたしました。あわせて、平成 30 年 5 月 25 日開催予定の第 24 期定時株主総会に株式併合（5 株を 1 株に併合）および定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成 30 年 10 月 1 日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位である単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株へ変更いたします。

##### (3) 効力発生日

平成 30 年 9 月 1 日

##### (4) 変更の条件

平成 30 年 5 月 25 日開催予定の第 24 期定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案および「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 株式併合

##### (1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を勘案し、普通株式の併合（5 株を 1 株に併合）を行うものです。

なお、発行可能株式総数につきましては、平成 30 年 9 月 1 日をもって、株式併合の割合に応じ、現行の 100,000,000 株から 20,000,000 株へ変更いたします。

##### (2) 併合の内容

###### ① 併合する株式の種類

普通株式

## ② 併合の割合

平成 30 年 9 月 1 日をもって、同年 8 月 31 日最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式について、5 株を 1 株の割合で併合いたします。

## ③ 併合により減少する株式数および併合後の発行済株式総数

【普通株式】 (平成 30 年 2 月 28 日現在)

併合前の発行済株式総数	43,738,211 株
併合により減少する株式数	34,990,569 株
併合後の発行済株式総数	8,747,642 株

(注)「併合により減少する株式数および併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じて算出した理論値です。

## ④ 併合により減少する株主数

【普通株式】 (平成 30 年 2 月 28 日現在)

保有株式数	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
5 株未満	331 名 ( 4.44%)	393 株 ( 0.00%)
5 株以上	7,132 名 ( 95.56%)	43,737,818 株 (100.00%)
合計	7,463 名 (100.00%)	43,738,211 株 (100.00%)

(注) 株式併合を行った場合、保有株式数が 5 株未満となる株主様 331 名は、株主たる地位を失うこととなります。

## ⑤ 1 株未満の端数が生じる場合の処理

併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合、会社法第 235 条の定めに基づき、当社が一括して処分し、その代金を端数の割合に応じて分配いたします。

## ⑥ 効力発生日

平成 30 年 9 月 1 日

## ⑦ 併合の条件

平成 30 年 5 月 25 日開催予定の第 24 期定時株主総会において、株式併合に関する議案および「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

## 3. 定款の一部変更

### (1) 変更の理由

① 上記「2. 株式併合」に関する議案の承認可決を条件として、発行可能株式総数の適正化を図るため、株式併合割合に応じて発行可能株式総数を 100,000,000 株から 20,000,000 株に変更するとともに、当社株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に変更するため、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するものであります。なお、これらの定款一部変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成 30 年 9 月 1 日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。

② 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる取締役および監査役の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう定款第 32 条第 2 項および第 43 条第 2 項の一部変更を行います。なお、第 32 条第 2 項の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

(2)変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更後定款 (案)
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>100,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>20,000,000株</u> とする。
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
(取締役の責任免除) 第32条 (条文省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、同法第423条第1項に規定する <u>社外取締役</u> の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役の責任免除) 第32条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、同法第423条第1項に規定する <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
(監査役の責任免除) 第43条 (条文省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間に、同法第423条第1項に規定する <u>社外監査役</u> の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(監査役の責任免除) 第43条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役</u> との間に、同法第423条第1項に規定する <u>監査役</u> の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
(新設)	附則 <u>第5条および7条の変更は、平成30年9月1日をもって効力を生じる。なお、本附則は、同日をもって削除する。</u>

(3)変更の条件

定款第5条および第7条の変更は、平成30年5月25日開催予定の第24期定時株主総会において、定款の一部変更に関する議案および「2.株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

定款第32条第2項および第43条第2項の変更は、同定時株主総会において、定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

#### 4. 主要な日程

平成 30 年 4 月 13 日	取締役会決議日
平成 30 年 5 月 25 日（予定）	第 24 期定時株主総会決議日 定款の一部変更の効力発生日
平成 30 年 9 月 1 日（予定）	発行可能株式総数の変更の効力発生日 単元株式数の変更の効力発生日 株式併合の効力発生日
平成 30 年 11 月中旬（予定）	端数株処分代金のお支払い

※上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成 30 年 9 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、株式会社東京証券取引所における売買単位が、1,000 株から 100 株に変更される日は、平成 30 年 8 月 29 日となります。

以 上

【添付資料】（ご参考）「単元株式数の変更および株式併合についての Q & A」

(ご参考)

## 単元株式数の変更および株式併合についてのQ & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権行使の単位および証券取引所において売買の単位となる株式の数を変更することです。全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式（例えば5株）を合わせてそれより少数の株式（例えば1株）とすることです。今回当社は、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を勘案し、株式併合（5株を1株に併合）を実施いたします。

Q 3. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 3. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成30年8月31日最終の株主名簿に記録された株式数に5分の1を乗じた株式数（1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は、併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の前後で、所有株式数および議決権数は以下のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例①	2,000株	2個	400株	4個	なし
例②	1,056株	1個	211株	2個	0.2株
例③	382株	0個	76株	0個	0.4株
例④	4株	0個	0株	0個	0.8株

- ・例①に該当する株主様は、特段のお手続は不要です。
- ・例②、例③、例④で発生する端数株式の取扱いにつきましては、「Q 6.」をご参照願います。
- ・効力発生前のご所有株式数が5株未満（例④のような場合）の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式になり、株主としての地位は失われます。株主様の保有機会を失わせてしまうことを深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 4. 株式併合により資産価値への影響はありますか。

A 4. 株式併合は、株主の皆様のお所有株式数を一律かつ比例的に減少させるものであり、株式併合の前後で会社の資産及び資本の状況は変わりませんので、株主様が所有されている当社株式の資産価値が変わることはありません。

株式併合後においては、現在1,000株をお持ちの株主様の所有株式数は200株となりますが、1株当たりの純資産額は5倍になるためです。また、株価についても、理論上は、株式併合前の5倍となります。

Q 5. 最低投資金額への影響はありますか。

A 5. 理論上の数値ではありますが、最低投資単位金額は半額となります。

平成30年2月28日の終値（439円）を例として、具体的に試算いたしますと以下のとおりとなります。

	株価	単元株式数	最低投資金額
併合前	439円	1,000株	439,000円
併合後	2,195円	100株	219,500円

Q 6. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 6. 特に必要なお手続きはございませんが、株式併合後に発生する端数株式の取扱いにつきましては、すべての端数株式を当社が一括して売却処分し、または自己株式として当社が買い取り、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増請求」または「単元未満株式の買取請求」のお手続きをご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。

具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社、または、証券会社に口座を作られていない場合は下記【お問合せ先】の株主名簿管理人へお問い合わせください。

Q 7. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか。

A 7. 今回の株式併合により、株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることは予定しておりません。

ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、「Q 6.」に記載のとおり、売却処分または買い取りとさせていただきます、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配するため、当該端数株式に係る配当はその後生じません。

Q 8. 株主優待品の受け取り対象の変更など、影響はありますか。

A 8. 平成30年2月28日を基準日とした株主名簿に記録された株主様を対象とする株主優待品につきましては、変更はございません。

単元株式数の変更・株式併合に伴う、平成31年2月28日以降を基準日とした株主優待品の対象・内容変更等の有無につきましては、現在検討中です。

検討後、速やかにお知らせしてまいります。

Q 9. 新投資単位での取引はいつから可能ですか。

A 9. 単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成30年9月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、株式会社東京証券取引所における売買単位が、1,000株から100株に変更される日は、平成30年8月29日となります。

単元株式数の変更および株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引されている証券会社、または、証券会社に口座を作られていない場合は下記【お問合せ先】の株主名簿管理人までお問い合わせください。

【お問合せ先】（当社株主名簿管理人）

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

住所：〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

TEL：0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間：午前9時から午後5時まで（土、日、祝日を除く。）